

介護職員処遇改善交付金及び特定処遇改善交付金規程

① 介護職員処遇改善交付金

〈加算区分〉 処遇改善加算 I

〈キャリアレベル〉

4	・チーム内でのリーダーシップ ・評価者（アセッサー）レベル ※技術、知識に関してリーダーレベル	リーダー・主任
3	利用者の状態像に応じた、介護や他職種の連携等を行う為、 幅広い領域の知識・技術を習得し的確な介護を实践 ※自己判断にて、適切に実践できるレベル	サブリーダー・リーダー
2-2	一定の範囲で利用者のニーズや、状況の変化を把握、判断し、 それに応じた介護を实践 ※多少の助言や指導で、実践できるレベル	一般職・サブリーダー
2-1	基本的な知識、技術を活用し決められた手順等に従って、 基本的な介護を实践 ※支援、指導にて実施できるレベル	一般職
1	初任者研修により、施設で働く上で必要となる基本的な知識 と技術を習得 ※エントリーレベル	一般職

〈支給方法〉

- (1) 正職員（契約社員含む）は加算手当として、月額 30,000 円支給
- (2) 非常勤職員は加算手当として、7,000 円～14,000 円を労働条件に応じて支給
- (3) 正職員は処遇皆勤手当として、条件を満たした職員に 10,000 円支給
条件：1 か月、無遅刻、無早退、無欠勤の者
- (4) 処遇夜勤手当として、2,000 円を夜勤 1 回につき支給
- (5) 非常勤職員は、時給上乘せ手当として、1 時間 100 円支給
- (6) 年末年始手当として、条件を満たした職員に 1 勤務 1,000 円～3,000 円を支給
- (7) 処遇一時金として、12 月・6 月に一時金を人事考課に応じて支給
- (8) その他、一時金、資質向上の為に努力した職員に評価手当として支給

〈賃金改善実施期間〉 令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月（以後毎年更新）

② 特定処遇改善交付金

〈加算区分〉 特定処遇改善加算 I

〈支給方法〉 特定処遇改善交付金として、12月・6月に一時金を人事考課に応じて支給

〈支給対象〉

- (1) 経験、技能のある介護職員
 - (2) 他の介護職員
 - (3) その他の職種
- (1) (2) (3) = 2 : 1 : 0.5 の割合で支給

〈経験・技能のある介護職員の考え方〉

- (1) 介護福祉士の資格を有する者。
- (2) 介護職員として実務経験が、10年以上ある事。(他法人の実務経験を含む)
- (3) 当法人において、リーダー職以上である事。
- (4) 評価表において、上記①から③相当の技術、知識があるもの。

〈賃金改善実施期間〉 令和2年4月～令和3年3月（以後毎年更新）

以上